

岐阜県公報

第二千三百三十八号
平成二十一年四月十日

(金曜日)

目次

告示

救急医療施設の委嘱	(医療整備課)	二六六 ^{ページ}
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	二六六
指定訪問看護事業者等の指定	(同)	二六六
指定医療機関の廃止の届出	(同)	二六七
指定訪問看護事業者の廃止の届出	(同)	二六七
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	二六七
指定介護機関の廃止の届出	(同)	二六七
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	二六九
医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	二七〇
指定施術機関の廃止の届出	(同)	二七〇
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	二七一
土岐都市計画道路事業の認可	(街路公園課)	二七一
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所)	二七二
身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退	(同)	二七二
保安林の指定予定	(可茂農林事務所)	二七二
選挙管理委員会告示		
選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数	(選挙管理委員会)	二七三
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	二七四
政治団体の異動事項の公表	(同)	二七五
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	二七六

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	二七七
資金管理団体の異動事項の公表	(同)	二七七
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	二七八
農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し	(同)	二七八
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	(同)	二七八
公 示		
基本測量の終了	(用地課)	二七八
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課)	二八〇
土地改良区役員の退任及び就任	(可茂農林事務所)	二八一

告示

岐阜県告示第二百六十一号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十一年四月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所	在	地	有効期限
医療法人澄心会岐阜八 ートセンター	岐阜市藪田南四丁目一四番四			平成二四・三・三一

岐阜県告示第二百六十二号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十一年四月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所	在	地	有効期限
美濃市立美濃病院	美濃市中央四丁目三番地			平成二四・三・三一

岐阜県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
あさこう眼科クリニック	浅野 英二郎	羽島市竹鼻町丸の内一	平成二〇・一
河上クリニック	医療法人河上クリニツク	恵那市長島町中野一九四	同
明日香調剤薬局	メデイカル光企画株式会社	各務原市鷺沼南町五三	同
ジツブドラッグ川島薬局	株式会社ジツブドラッグ	各務原市川島松原町字山神前四〇二一	同
古橋内科クリニック	古橋 一利	中津川市津島町五四五	同
ウルトラメンタルクリニツク	田中 宏史	高山市昭和町二二二四	同
ささゆり薬局土岐店	有限会社エスエー	土岐市肥田浅野笠神町二一二	同
はーと薬局	有限会社はーと薬局	山県市岩佐高屋前八二八一	同
ヤマトこころ調剤薬局	有限会社ヤマト	羽島市竹鼻町丸の内八七四三	同

岐阜県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田肇

指定訪問看護事業者等の名称
 指定訪問看護事業者等の事務所所在地
 訪問看護ステーション等の名称
 訪問看護ステーション等の所在地
 年月日

社会医療法人蘇西厚生会
 羽島郡笠松町泉町一番地
 まつなみ訪問看護ステーション
 羽島郡笠松町泉町一三番地
 平成二〇・一

岐阜県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
河上クリニック	河上敬	恵那市長島町中野字石田一九四	平成三〇・一
ささゆり薬局	有限会社工工	土岐市肥田浅野笠神町二一二	同 三〇・一

岐阜県告示第二百六十六号

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所所在地
 サービスの種類
 指定居宅介護事業所等の名称
 指定居宅介護事業所所在地
 年月日

社会福祉法人はしま
 羽島市小熊町二七五
 居宅介護支援事業
 羽島市北部居宅介護支援事業所
 羽島市足近町七一〇
 平成二〇・八・一

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田肇

指定訪問看護事業者等の名称
 指定訪問看護事業者等の事務所所在地
 訪問看護ステーション等の名称
 訪問看護ステーション等の所在地
 年月日

医療法人蘇西厚生
 羽島郡笠松町泉町一番地
 まつなみ訪問看護ステーション
 羽島郡笠松町泉町一三番地
 平成二〇・一

岐阜県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田肇

指定居宅介護事業所等の名称
 指定居宅介護事業所所在地
 年月日

指定居宅介護事業所
 羽島市足近町七一〇
 平成二〇・八・一

株式会社ケアトピック	地	高山市新宮町七九四番	訪問介護	ヘルパーステーションきり	地	高山市新宮町七九四番	同	二・一・一
株式会社ケアトピック	地	高山市新宮町七九四番	訪問介護	ヘルパーステーションきり	地	高山市新宮町七九四番	同	同
株式会社ケアトピック	地	高山市新宮町七九四番	通所介護	デイサービスセンターきり	地	高山市新宮町七九四番	同	同
株式会社ケアトピック	地	高山市新宮町七九四番	通所介護	デイサービスセンターきり	地	高山市新宮町七九四番	同	同
医療法人純真会		可児市下恵土三四四〇 六七八	通所リハビリテーション	あんどうクリニックほほえみデイケア		可児市禅台寺五 一	同	同
医療法人純真会		可児市下恵土三四四〇 六七八	通所リハビリテーション	あんどうクリニックほほえみデイケア		可児市禅台寺五 一	同	同
医療法人社団大誠会		大垣市新田町二 一四	居宅介護 支援事業	居宅介護支援事業所ハープ		大垣市新田町二 一四	同	同
郡 上 市 長		郡上市八幡町島谷三二 八番地	訪問看護	郡上市国保白鳥病院訪問看護ステーション		郡上市白鳥町為真二二〇五 一	同	同
郡 上 市 長		郡上市八幡町島谷三二 八番地	訪問看護	郡上市国保白鳥病院訪問看護ステーション		郡上市白鳥町為真二二〇五 一	同	同
株式会社ケアメイト中部		多治見市音羽町四七 二ノ丁230音羽ビル 3階	福祉用具 貸与	福祉用具ケアメイト		多治見市音羽町四七 二ノ丁230音羽ビル 3階	平成二・二・一	一
古 橋 一 利		岐阜市六条東二 二六	訪問看護	古橋内科クリニック		中津川市津島町五四四 五	同	三・一
古 橋 一 利		岐阜市六条東二 二六	訪問看護	古橋内科クリニック		中津川市津島町五四四 五	同	同
古 橋 一 利		岐阜市六条東二 二六	訪問看護	古橋内科クリニック		中津川市津島町五四四 五	同	同
古 橋 一 利		岐阜市六条東二 二六	訪問看護	古橋内科クリニック		中津川市津島町五四四 五	同	同
古 橋 一 利		岐阜市六条東二 二六	訪問看護	古橋内科クリニック		中津川市津島町五四四 五	同	同
有限会社はーと		羽島郡笠松町門間二 二六	居宅療養 管理指導	はーと薬局		山県市岩佐高屋前八二	同	同

有限会社はーと
 二六 羽島郡笠松町門間二二
 介護予防
 居宅療養
 管理指導
 はーと薬局
 八 山県市岩佐高屋前八二
 同

有限会社飛翔会
 三 岐阜市三田洞東五七
 認知症対
 応型共同
 生活介護
 グループホーム・ゆず
 各務原市那加長塚町一
 一五五
 同

有限会社飛翔会
 三 岐阜市三田洞東五七
 介護予防
 認知症対
 応型共同
 生活介護
 グループホーム・ゆず
 各務原市那加長塚町一
 一五五
 同

岐阜県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
 平成二十一年四月十日
 岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類
 指定居宅介護事業所等の名称
 指定居宅介護事業所等の所在地
 廃止年月日

株式会社美並電気商会
 郡上市美並町白山一六
 福祉用具
 株式会社美並電気商会
 郡上市美並町白山一六
 平成二一・一・一

株式会社美並電気商会
 郡上市美並町白山一六
 福祉用具
 株式会社美並電気商会
 郡上市美並町白山一六
 同

株式会社美並電気商会
 郡上市美並町白山一六
 介護予防
 福祉用具
 株式会社美並電気商会
 郡上市美並町白山一六
 同

株式会社美並電気商会
 郡上市美並町白山一六
 介護予防
 福祉用具
 株式会社美並電気商会
 郡上市美並町白山一六
 同

医療法人社団睦会
 七 羽島郡笠松町円城寺九
 認知症対
 応型共同
 生活介護
 グループホームまどか
 羽島郡笠松町円城寺九
 同

株式会社ケアメイトわかば
 一 岐阜市鷺山一〇二七
 通所介護
 ケアセンター「憩いの里」
 まつさか
 多治見市松坂町一
 一
 平成二一・三・一

株式会社ケアメイトわかば
 一 岐阜市鷺山一〇二七
 短期入所
 生活介護
 ケアセンター「憩いの里」
 まつさか
 多治見市松坂町一
 一
 同

株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	介護予防 通所介護	ケアセンター「憩いの里」 まつさか	三 一	多治見市松坂町一	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	介護予防 生活介護	ケアセンター「憩いの里」 まつさか	三 一	多治見市松坂町一	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	通所介護	ケアセンター「憩いの里」 いわむら	〇 二	恵那市岩村町若宮七三	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	短期入所 生活介護	ケアセンター「憩いの里」 いわむら	〇 二	恵那市岩村町若宮七三	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	介護予防 通所介護	ケアセンター「憩いの里」 いわむら	〇 二	恵那市岩村町若宮七三	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	介護予防 生活介護	ケアセンター「憩いの里」 いわむら	〇 二	恵那市岩村町若宮七三	同

岐阜県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称

称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
新 本巣郡北方町北方 一三三三三 五	新 本巣郡北方町北方 一三三三三 五	居宅介護 支援事業	新 北方町居宅介護支援センター	新 本巣郡北方町高屋 白木二四〇	平成二一・三・一
旧 本巣郡北方町北方 一三三三三 五	旧 本巣郡北方町北方 一三三三三 五	居宅介護 支援事業	旧 北方町在宅介護支援センター	旧 本巣郡北方町高屋 白木二三八	

岐阜県告示第二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によ

るものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
兼 定 接 骨 院	兼 定 重 明	各務原市那加石山町一 一・二・三	平成三・一・七
清 野 鍼 灸 院	清 野 美 登 利	土岐市泉神栄町一	同 二・一
松野あん摩マッサージ指圧はり灸治療院	松野祥生	瑞穂市穂積八五四	同 二・三
たなか接骨院	田中容崇	土岐市肥田浅野双葉町二 二〇一	同 二・六

岐阜県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
村田鍼灸マッサージ院	村田幸陽	大垣市東前二四三一	平成三・二・三

岐阜県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津川市阿木字布袋野六八三三の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、土岐都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
土岐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
土岐都市計画道路事業 三・五・五号 新土岐津線
- 三 事業施行期間

四 事業地

平成二十一年四月十日から
平成二十六年三月三十一日まで

収用の部分 岐阜県土岐市泉町久尻字金屋前、字西羽根、字横枕及び字西本町地内
使用の部分 なし

岐阜県告示第二百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	指定年月日
外科	川西 順	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三二二四	平成三・三・三
耳鼻咽喉科	大橋 雅玄	同	同	同
内科	國枝 武重	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五一	同
同	廣瀬 徳之	下呂市立金山病院	下呂市金山町金山二五九四	同
耳鼻咽喉科	上田 晋介	久美愛厚生病院	高山市大新町五 六八	同
内科	山階 学	西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八六	同
耳鼻咽喉科	欄 真一郎	博愛会病院	不破郡垂井町二二二〇四二	同
内科	市橋 亮一	総合在宅医療クリニック	羽島郡岐南町八剣北一八〇六	同
外科	井上 保	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	同
内科	田畑 出 同	同	同	同

リハビリ科 金田 成宗 まくわクリニック 本巣市軽海四九五七 同

内科 黒田 淳 黒田 医院 羽島市桑原町八神四三 同

同 野原 良一 野原クリニック 揖斐郡揖斐川町清水一六七三 同

岐阜県告示第二百七十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があったので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	辞退年月日
耳鼻咽喉科	佐藤 弘盟	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三二二四	平成三・三・三
耳鼻咽喉科	横田 陽一	高山赤十字病院	高山市天満町三一 同	三・二・一
外科	佐藤 知洋	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五一 同	一・一・一
耳鼻咽喉科	本堂 亜紀	博愛会病院	不破郡垂井町二二二〇四二 同	一・三・三

岐阜県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村五加字大切二八六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村五加字生姜洞二二三六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年四月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

1 平成21年3月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,695,463人

2 総数の50分の1の数

33,910人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合）あつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

349,244人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)

岐阜市	335,980	111,994
大垣市	145,156	48,386
高山市	77,607	25,869
多治見市	93,755	31,252
関市	74,295	24,765
中津川市	68,347	22,783
美濃市	19,473	6,491
瑞浪市	32,620	10,874
羽島市	54,392	18,131
恵那市	45,461	15,154
美濃加茂市	39,126	13,042
土岐市	50,405	16,802
各務原市	117,614	39,205
可児市	93,242	31,081
山県市	24,825	8,275
瑞穂市	38,424	12,808
飛騨市	23,386	7,796

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

本巣市	42,352	14,118
郡上市	38,737	12,913
下呂市	30,958	10,320
海津市	31,974	10,658
羽島郡	36,160	12,054
養老郡	26,547	8,849
不破郡	29,646	9,882
安八郡	20,034	6,678
揖斐郡	59,150	19,717
加茂郡	45,797	15,266

岐阜県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり変更する。

平成二十一年四月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県保育推進連盟	宮本昌祐	吉田顕成	恵那市長島町正家720 1
美谷添生後援会	和田允男	和田良一	郡上市白鳥町六ノ里1088 1
友愛会	安田良邦	馬淵 聡	安八郡神戸町大字西座倉499

(ロ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
羽島市武藤容治後援会	岩田 仲雄	大島 秀男	羽島市竹鼻町狐穴965 1	衆議院議員	武藤 容治

岐阜県選挙権者数調査委員会

岐阜選挙区正法（昭和二十三年法律第百六十四号）第七十条第一項の規定により、選挙区内の国田事務所の職権者が選出されたので、同法第七十条の二第一項の規定により、その職権者を次のとおり指定した。

平成二十一年四月十日

岐阜県選挙権者数調査委員会
委員長 大 塚 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党岐阜第四総支部	会計責任者	金井文敏	横山俊二
自由民主党梶斐川町支部	代表者	坪井重憲	富田千秋
自由民主党梶斐郡支部	会計責任者	宗宮哲哉	川本和子
自由民主党大野町支部	会計責任者	井上保子	田代義明
	会計責任者	井上保子	國井恒男

自由民主党可児市支部	自由民主党川辺町支部	自由民主党八幡町支部	自由民主党本巣郡支部	自由民主党和良良支支部	浅野健司を支援する会
会計責任者 主たる事務所の所在地	代表者 主たる事務所の所在地	代表者 主たる事務所の所在地	代表者 主たる事務所の所在地	代表者 主たる事務所の所在地	代表者 主たる事務所の所在地
酒井正司 可児市広見2 7 寿ビル	安田昌次 加茂郡川辺町比久見 129 1	渡辺友三 上田謙市	若原敏郎 郡上市八幡町島谷14 4 3	池田喜八郎 池戸将人	郡上市和良良町横野11 45 1
可児教和 可児市広見5 130	櫻井常雄 加茂郡川辺町鹿塩16 22	細川孝弥 武藤忠樹	戸部哲哉 郡上市八幡町市島13 97 1	兼山悌孝 岩出明喜	郡上市和良良町菅代53 3
					各務原市蘇原申子町 2 127 6
					各務原市蘇原吉新町 2 10

興友会	会計責任者	浅野公継	高井良三
岐阜県関刃物産業ウラウ	会計責任者	直井満雄	武井忠義
岐阜市医師連盟	会計責任者	大庭敏夫	波多野 敏一
下呂市古田はじめ後援会	会計責任者	説田三郎	熊崎 一比古
近岡あきら後援会	代表者	近岡 斌	勝野 明治
電機連合岐阜地協政治活動委員会	会計責任者	粥川正司	西尾 晃司
富田牧子後援会	主たる事務所の所在地	可児市緑1 101	可児市緑6 62
西美濃政経研究会	会計責任者	平松和夫	三輪 夕子
はやみず栄二後援会	会計責任者	小島志乃	速水 多江子
古田はじめ羽島市後援会	代表者	高島保雄	岩田 仲雄
まんさく会	会計責任者	興田重喜	水口 正則
南山宗之後援会	代表者	三品政幸	兼松 智久

山中一輝後援会	代表者	山中一輝	説田正清
	会計責任者	山中一輝	傍嶋公雄
山中美恵子を励ます会	代表者	山中美恵子	森 幹男
	会計責任者	山中美恵子	傍嶋 喜一
林業経営者岐阜県林政会	代表者	都筑千尋	国井 武彦

岐阜県関刃物産業ウラウ 可児市緑1-101

岐阜県公衆衛生課 (昭和三十二年四月十四日) 第十七条第一項の規定により、岐阜県公衆衛生課(昭和三十二年四月十四日) 同条第三項の規定により、その組織等を次のとおりとする。

平成二十一年四月十日

岐阜県公衆衛生課長 大 松 保 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党揖斐川町支部	坪井重憲	宗宮哲哉	揖斐郡揖斐川町三輪133	平成14年11月30日	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村区域等
自由民主党岐阜県大垣市第十一支部	松岡 健	松岡 君江	大垣市八鳥町2431 11	平成15年4月27日	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村区域等
自由民主党谷汲村支部	河村 豊	平井正光	揖斐郡揖斐川町谷汲徳積2277	平成15年12月31日	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村区域等
安藤洋子応援団	三宅多恵子	安藤 精	恵那市大井町2017 68	平成20年12月13日			
江西白伸会	堀 廣光	白木俊夫	羽島市江吉良町470 1	平成20年12月31日			
大垣市を良くする会	岡田昭三	澤 美代子	大垣市旭町1 5	平成19年5月31日			

川島勝弘後援会	川島勝弘	川島勝弘	各務原市蘇原緑町3-19	平成21年3月5日
岐阜県林材団体連絡会議	石川道政	中島 薫	岐阜市六条江東2-5-6	平成21年2月17日
関市古田はじめ後援会	尾藤 義昭	山田 美代子	関市東門前町6	平成20年12月30日
高橋久好後援会	宮川 重文	高橋 栄一	揖斐郡揖斐川町北方1448-3	平成21年3月1日
永井孝昌後援会	龍 信義	松尾 美富雄	可児市広見2211-10	平成20年12月31日
長尾肇後援会	藤村 収	長尾 孝枝	郡上市八幡町入間3349	平成21年3月11日
羽島市郷友会	岩田 仲雄	山田 輝雄	羽島市竹鼻町狐穴3035	平成21年3月17日
日比野昇後援会	日比野 昇	日比野 トシ子	瑞穂市本田329	平成21年3月17日
平岩正光を育てる会	平岩 正光	高橋 進午	中津川市太田町2-2-24	平成20年12月31日
松永清彦後援会今尾支部	近藤 輝明	高野 信幸	海津市平田町三郷2202-1	平成19年1月31日
本巣町郷友会	臼井 茂臣	浅野 英彦	本巣市文殊164-1	平成20年9月30日

岐阜県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
安田 良邦	神戸町議会議員	友愛会	安八郡神戸町大字西盛倉499	安田 良邦

岐阜県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
浅野 健司	浅野健司を支援する会	主たる事務所の所在地	各務原市蘇原甲子町2-127-6	各務原市蘇原吉新町2-10

岐阜県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
岡田 昭三	大垣市議会議員	大垣市を良くする会	大垣市旭町15	岡田 昭三
小嶋昭次郎	衆議院議員	西美濃政経研究会	大垣市新田町535-1	小嶋昭次郎

岐阜県選挙管理委員会告示第四十五号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったので、その旨を告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
中津川市	東美濃農業協同組合恵那北アグリセンター大集会室	中津川市下野285番地

岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を告示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名 称等		
名	称	所 在 地
ケアハウス第2 飛騨川		加茂郡川辺町上川辺930番地の1

公 示

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
 - 国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
 - 基本測量（基礎地図情報整備作業）

三 作業期間

平成二十年十二月十二日から

同二十一年三月二十七日まで

四 作業地域

岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、羽島郡笠松町、不破郡垂井町及び本巣郡北方町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

三 作業期間

平成二十年四月七日から

同二十一年三月二十四日まで

四 作業地域

県内全域

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備作業）

三 作業期間

平成二十一年一月九日から

同二十一年三月二十七日まで

四 作業地域

大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、山梨市、郡上市、下呂市、海津市、安八郡神戸町及び輪之内町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに加茂郡坂祝町及び富加町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

三 作業期間

平成二十年五月一日から

同二十一年三月十九日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山梨市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、本巣郡北方町並びに加茂郡坂祝町及び富加町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

大野郡白川村

二 調査を行った地域

岐阜県大野郡白川村大字木谷の一部（木谷）

三 調査を行った期間

平成十一年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県大野郡白川村（大字木谷の一部）の地籍図

岐阜県大野郡白川村（大字木谷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年四月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

大野郡白川村

二 調査を行った地域

岐阜県大野郡白川村大字長瀬の一部（長瀬）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県大野郡白川村（大字長瀬の一部）の地籍図

岐阜県大野郡白川村（大字長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年四月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（福来4・6）

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年四月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（越原）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年四月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（越原）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年四月十日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任した役員	退任年月日	役名	氏名	住居	所
可児土地改良区	理事	平成三〇・三・五	川合昭宏	川合昭宏	可児市下恵土	一一〇〇番地四
	同		林嘉美	嘉美	川合	二二三一番地一
	同		梅田義一郎	義一郎	可児郡御嵩町上恵土	四五三番地三
	同		渡邊洋悟	洋悟	可児市下恵土	八九五番地二
	同		渡邊洋治	洋治	川合	二二五七番地四
	同		高橋敏雄	敏雄	今渡	二九八番地
	同		小池春幸	春幸	今	三九五番地一
	同		松尾文夫	文夫	土田	五二三七番地
	同		片岡正代	正代	今渡	一五七九番地
	同		太田豊	豊	下恵土	二八四六番地一
	同		浅野満	満	下切	二六七四番地
	同		大島桂	桂	土田	二八一八番地一
	同		高木久	久	可児郡御嵩町伏見	一〇一七番地
	同		大平孝道	孝道	可児市下恵土	三〇五九番地二

就任した役員

土地改良区	就任した役員	就任年月日	役名	氏名	住居	所
可児土地改良区	理事	平成三〇・三・六	川合昭宏	川合昭宏	可児市下恵土	一一〇〇番地四

